

平成 17 年 11 月 1 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
日本レジデンシャル投資法人

代表者名
執行役員 山内 章
(コード番号：8962)

問合せ先
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
取締役 高野 剛
(TEL：03-5251-8528)

規約の変更に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、規約の変更に関し、平成18年8月において開催を予定しております本投資法人の第4回投資主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記記載の規約の変更は、本投資主総会での承認決をもって効力を生じます。

記

1. 変更内容

現行の規約	変更後の規約
第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。	第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。 <u>その支払は決算日前2か月から決算日後3か月までの間に行うものとする。</u>

2. 変更理由

本投資法人は、平成 16 年 8 月 31 日付で開催された投資主総会において、規約第 36 条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）を上記「1. 変更内容 現行の規約」の通り変更しましたが、これにより投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 7 項に基づき投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 103 条第 4 号（以下「施行規則」といいます。）に規定された規約の記載事項の一部である会計監査人の報酬の支払の時期に関する記載を欠くこととなりました。本投資法人は、平成 17 年 10 月に当該事実を認識し、対策を検討してまいり

ましたが、平成18年8月に開催予定の本投資法人の投資主総会において、施行規則第103条第4号の要件を充足する内容を含んだ規約の変更を議案として上程することとし、本投資法人の役員会に諮りこれを決議したものです。

なお、平成16年8月31日付投資主総会による規約第36条の変更前と変更後において、本投資法人における会計監査人に対する報酬の支払時期に関する実務上の取扱いに差違は生じておりません。

3. 業績に与える影響

上記1記載の規約の変更は、本投資法人の業績に一切影響を与えるものではありません。

以 上

※ 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>